

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 浪 速 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年11月29日（火）午後2時30分から 午後3時41分までの間	
開催場所	大阪府浪速警察署 6階講堂	
出席者	委 員	林会長 立脇副会長 中野委員 田河委員 田中委員 谷口委員 栗辻委員 富田委員 竹中委員
	警 察	署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長代理 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>本日は、委員の皆様、警察署幹部の皆様におかれましては、業務等で御多忙の中、御参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>前回の開催から約5か月が経過いたしました。</p> <p>今回の警察署協議会では、事前に各委員の皆様から警察行政等に関する「御意見・御要望」をお聞きしまして、その御意見等に警察署幹部の皆様から回答をいただけるとお聞きしております。</p> <p>まもなく師走となり、協議会の皆様、警察署職員の皆様におかれましては、非常に多忙な時期になると思われませんが、コロナウイルス感染等に配慮しながら、御健康に留意していただくとともに、今後のより一層の御活躍を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>前回開催から約5か月がたち、本日、本年2回目の警察署協議会を開催する運びになりました。</p> <p>会長をはじめ、各委員の皆様方の健やかなお顔を拝見し、心からお喜び申し上げますとともに、平素から警察行政全般に何かと御理解、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>お時間の許す限り、皆様からいただいた「御意見・御要望」に関して、警察署幹部から回答させていただくとともに、皆様からの質問等にもお答えしたいと考えております。</p> <p>本日お集まり頂いた皆様方には、今後とも御協力いただけますよう切に希望していることを申し上げ、私の挨拶といたします。</p>	

### 3 業務報告及び質疑応答

#### (1) 交通課長

##### ア 自転車交通違反者に対する現状等について

各協議委員に配布した「自転車運転者講習制度」に関する資料を用いて、自転車交通違反者に対する措置や取締り等の現状について説明した。

##### イ 自転車利用者のヘルメット着用の努力義務について

令和4年4月に成立した改正道路交通法により、自転車を利用する際のヘルメット着用の努力義務に関し、配布資料をもとに説明した。

##### ウ 交通事故防止活動について

歳末における交通事故防止運動について、配布した資料を用いて、本年、浪速警察署管内で発生した交通事故発生状況等を説明し、全国で発生した交通死亡事故発生状況等について説明を行った。

警察では、交通事故防止のための主要交差点等における立番活動等を通じ、交通事故抑止活動を行っていることを説明した。

#### 【委員】

令和5年度に実施が予定されている「ヘルメット着用の努力義務」については、一般の方に浸透していないことから実現するのは困難ではないか。

#### 【交通課長】

今後も、府警本部と連携しながら広報啓発活動を推進し、府民の方に「ヘルメット着用の努力義務」を周知する活動を実施していきます。

#### (2) 生活安全課長

##### ア 特殊詐欺の現状等

各委員に配布した資料を用いて、特殊詐欺に関する説明した。

現在多発傾向にある代表的な特殊詐欺の手口について説明を行い大阪府内での特殊詐欺発生状況、浪速署管内での発生状況や被害額等について説明を行った。

本年11月3日、浪速署管内で発生した区役所職員を語った詐欺未遂事件に関して、府警のホームページで公開されている被疑者と被害者との電話でのやり取りを録音した実際の音声を紹介した。

##### イ 特殊詐欺防止広報啓発活動

配布した資料を用いて、特殊詐欺被害防止広報警察活動について紹介を行った。

浪速署管内に所在する企業等と「浪速区安全安心まちづくり」大会を紹介した。

企業等が特殊詐欺被害防止に貢献した際の表彰及び郵便局での特殊詐欺防止キャンペーン等について紹介し、府警による情報発信活動（安まちアプリ等）や、無人ATMが設置されるコンビニエンスストア店員等に対する防犯指導について説明を行った。

(3) 刑事課長代理

暴力団の現状について、「暴力団情勢と対策」と題する全国暴力追放運動推進センターが作成した資料を参考に、平成27年に分裂し抗争状態となった六代目山口組の現状を通じて、「特定抗争指定暴力団」及び指定暴力団員による組事務所の使用制限や指定警戒区等について説明を行った。

また、警察による暴力団員の検挙活動の現状等を報告し、本年4月、当府警に新設された特殊詐欺捜査課について説明を行った。

【委員】

新たな取引先と契約する際、反社会的勢力との契約等に注意しているものの、会社概要だけで相手のことを調査するには限界がある。

これまで通り、怪しげな会社との取引きに関しては、「暴力追放推進センター」に照会等を行えばよいか。

【刑事課長代理】

怪しげな企業との契約等については、今後も「暴力追放推進センター」に照会等を行ってください。

新たな契約先と契約等でトラブルになることがあれば、直ちに浪速署に連絡してください。

(4) 総務課長

警察署では、職員が車両を運転する際、各課に配布されている「アルコールチェッカー」を使用し、事前にアルコールチェックを実施し、その結果を運転記録簿に記載している。

捜査員等が帰署した際も「アルコールチェッカー」でアルコールチェックを行い、その結果を運転記録簿に記載し、残酒運転等の防止を行っている。

アルコールの「1単位」についての説明を行い、人が「1単位」のアルコールを分解するのにかかる時間等について説明した。

(5) 委員による認知症患者の現状についての説明

私は医師ですが、認知症患者の現状等についてお話しします。

議事概要

認知症患者は、幻を見たとの言動を行ったり、深夜に徘徊等するといった行動を繰り返し、警察に保護等をされることがあります。

認知症患者は、自身が認知症であるとの自覚症状がなく、認知症であることを認めたくないとの傾向があり、また、認知症患者の家族に関しても、自身の親族が認知症であることを認めたくない傾向があることから、適切な治療が遅れるといった問題が発生しています。

現在のところ、認知症の特効薬は存在せず、今後も、地域の皆様や、警察の方が認知症の方を取扱うことが多々あると思いますが、認知症患者のことを少しでも理解していただきたいと思います。